令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？
今回、支給を受けるにあたって、原則として、「**プッシュ型」による支給**を行いますので、**改めての申請は不要**です。**(高校生等の方は申請が必要**です。**裏面参照)**
※希望しない場合等は、**市が指定する日まで**に担当窓口へ届出書の提出が必要です。

１．うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。
①令和３年９月分の児童手当支給対象となる児童
※特例給付の場合(児童1人の手当月額が5,000円の方)は、対象となりません。
②９月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(特例給付を除く)の支給対象となる金額と同等未満の場合)
③令和４年３月31日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)の支給対象児童(新生児)

２．だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（特例給付を除く）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

３．いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、総額１０万円です。
※令和3年12月27日に5万円を支給した方へは、1月27日に5万円を支給します。

４．いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、12月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

５．どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

①児童手当(特例給付を除く）を受給している受給者及び一部の高校生や新生児の保護者
令和３年10月支給時の児童手当を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。
②支給申請を行った保護者
申請書で指定した口座に振り込みます。
※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和４年３月１５日までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「プッシュ型」での支給です。

黒石市では1回目を12月27日(月)に、2回目を1月27日(木)に支給する見込みです。

※申請が必要な方は、申請書受理後内容審査し支給決定となれば随時支給します（一括10万円の支給）。

黒石市

①給付金のご案内を送付します。 →

← ②希望しない場合等のみ、下記窓口へ届出書を提出してください。

③児童手当登録銀行口座等へ振り込みます。 →

← ※一部の方については、申請書を提出してください。

子育て世帯

申請が必要な方
（「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方）※高校生や新生児の保護者及び公務員等

私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「プッシュ型」でのお知らせが届かない方）

例えば、次に記載する方は申請が原則必要ですが、黒石市が所得＋口座情報を把握している場合は改めての申請は不要になります。※詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

- 令和３年９月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（特例給付を除く）と同等未満の所得である保護者
- 所属庁から児童手当（特例給付を除く）を受給している公務員
- 令和4年３月までに生まれた児童手当（特例給付を除く）支給対象児童（新生児）の保護者　等

こんなときはどうなるの？

Q．引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

Ａ．基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q．ＤＶ被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

Ａ．令和３年９月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、黒石市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは

黒石市役所　福祉総務課こども未来係

電話：0172-52-2111(内線515・516)　FAX：0172-52-7151

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに黒石市から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに黒石市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。